

# 設 計 書

## 令和8年度鹿沼市都市計画基礎調査業務委託

鹿沼市 内

工 期 令和9年3月25日限り

### 設 計 概 要

#### 都市計画基礎調査業務

計画策定 計画準備 1式 宅地開発等の状況 1式 開発許可状況 1式

農地転用状況 1式 その他の施設 1式 CityGML形式作成 1式

打合せ協議 1式 道路管理システムGISデータセットアップ 1式

電子成果品作成費 1式 旅費交通費 1式

検算者

設計者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

# 設 計 書

	変 更 前 回 実 施			変 更 今 回		
事業費	設計額	工事価格		設計額	工事価格	
内 訳		消 費 税			消 費 税	
委託費 (内消費税相当額 )		請負工事費			請負工事費	
本工事費	請負額	請負価格		請負額	請負価格	
用地費		消 費 税			消 費 税	
補償費		請負代金			請負代金	
事務費		請 負 率		増 減 額		
	変更理由					

# 委 託 仕 様 書

令和7年5月1日適用

## I 共通仕様

### 1. 委託仕様については下記の通りとする

本業務委託は栃木県県土整備部発行の業務委託共通仕様書等に準拠し、履行するものとする。

○栃木県県土整備部発行の業務委託共通仕様書

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/kyoutuusiyoukyokanai.html>

### 2. テクリスへの登録

受注者は、請負額が100万円以上でテクリスに登録ができる業務の場合は、業務実施情報データサービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録しなければならない。これは、用地補償コンサルタント業務も同様とする。

ただし、請負額が100万円未満の場合及び登録申請不要団体、登録申請不要事業についてはこの限りではない。

### 3. 成果品の電子納品について

受注者は原則として成果品の電子納品を実施しなければならない。電子納品にあたっては、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」を遵守すること。

# 鹿沼市都市計画基礎調査業務委託

## 特記仕様書

令和8年3月

鹿沼市  
都市建設部 都市計画課

## 第1章 総則

3

第1条 適用範囲	3
第2条 目的	3
第3条 準拠する法令	3
第4条 諸法規の遵守	3
第5条 提出書類	3
第6条 業務主任技術者並びに照査技術者の専任	3
第7条 貸与資料等	3
第8条 秘密の保持	3
第9条 疑義及び協議	3
第10条 身分証明書等	3
第11条 周辺住民との調整	3
第12条 業務中の安全確保	3
第13条 事故報告書	4
第14条 損害賠償	4
第15条 個人情報の取り扱い	4
第16条 工程管理	4
第17条 中間検査及び完了検査	4
第18条 成果品の瑕疵	4
第19条 打合せ協議	5
第20条 成果品の帰属	5
第21条 履行期限	5

## 第2章 調査概要 5

第22条 業務範囲	5
第23条 都市計画基礎調査実施スケジュール	6
第24条 調査基準年月日	6
第25条 GIS方式等による成果品の提出	7
第26条 調査項目	7
第27条 道路管理システムGISデータセットアップ	7

## 第3章 成果品 7

第28条 基礎調査調書、図面	7
第29条 報告書の作成	7
第30条 成果品	7

# 鹿沼市都市計画基礎調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は鹿沼市（以下「発注者」という。）が実施する「鹿沼市都市計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受託者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない主な仕様を定めるものである。

### 第2条 目的

- 1 本業務は都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものである。
- 2 本業務は都市の現況及び動向を把握するための基礎資料を得ることを目的とする。
  - (1) 都市計画区域内の問題点を具体的に把握すること
  - (2) 物理的状況を定量的に把握すること
  - (3) 都市計画の妥当性を裏付ける資料を提供すること
  - (4) 都市計画策定のためのデータを蓄積すること

### 第3条 準拠する法令

- 1 本業務は、本仕様書、契約書、設計書による他、次の法令・諸規定等に準拠して実施するものとする。
  - (1) 都市計画法
  - (2) 道路法
  - (3) 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局：令和5年6月）
  - (4) 令和7年度都市計画基礎調査要綱（栃木県県土整備部都市計画課：令和7年12月）
  - (5) 都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス（国土交通省都市局：令和5年6月）
  - (6) その他の関係参考図書
  - (7) 個人情報保護法
  - (8) 鹿沼市財務規則
  - (9) その他関係法令、条例、規則、通達等

### 第4条 諸法規の遵守

- 1 受注者は、関係法令及び作業実施に関する諸法規を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

## 第5条 提出書類

- 1 受注者は、業務の実施に先立ち、詳細な作業実施計画及び作業工程表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

## 第6条 業務主任技術者並びに照査技術者の専任

- 1 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、業務主任技術者と照査技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- 2 業務主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- 3 業務主任技術者は、技術士（建設部門/都市計画及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、都市計画基礎調査業務に関する業務経験を有する者を配置するものとする。
- 4 本業務では様々な空間情報をGISで活用して図書とデータを作成する事から、GISデータの整備に関する業務経験を有する者を配置するものとする。

## 第7条 貸与資料等

- 1 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳重な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

- (1) 令和3年度 都市計画基礎調査 報告書（調書、図面）
- (2) 令和3年度 都市計画基礎調査 電子データ
- (3) 1/2,500 都市計画基本図データ
- (4) 1/10,000 地形図データ
- (5) 航空写真データ
- (6) 地番図データ
- (7) その他、関係各課資料

## 第8条 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 第9条 疑義及び協議

- 1 受注者は、本特記仕様書に疑義が生じた場合、本特記仕様書により難しい事由が生じた場合、あるいは本特記仕様書に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決をはかるものとする。

## 第10条 身分証明書等

- 1 受注者は、本業務に従事する現場作業員について作業員名簿を作成し、業務に従事する前に職種、氏名、年齢等を登録しなければならない。
- 2 受注者は、本業務に従事する現場作業員について、身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受けなければならない。
- 3 本業務に従事する現場作業員は、業務中は前項の身分証明書を常に携帯し、腕の見やすい所に腕章を着用しなければならない。

## 第11条 周辺住民との調整

- 1 受注者は、作業の実施に当たり、周辺住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2 受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があった場合において、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 受注者は、作業の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行う。この場合において、受注者は、交渉に先立ち発注者に報告するとともに、誠意をもって対応しなければならない。
- 4 受注者は、当該土地等の権利者から了解を得られていない土地等には立ち入ってはならない。

## 第12条 業務中の安全確保

- 1 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に業務の安全に留意して、災害の防止を図らなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又は、それらの徴候を発見した場合は応急の措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 地震等の災害発生時において受注者は、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び発注者監督員に連絡しなければならない。

## 第13条 事故報告書

- 1 受注者は、作業の実施中に事故が発生した場合には、直ちに発注者に連絡するとともに、事故報告書を、発注者の指示する期日までに提出しなければならない。

## 第14条 損害賠償

- 1 受注者は、本業務遂行中に諸事故、賠償等が生じた場合は、その内容を速やかに発注者に報告するものとし、その一切を受注者の責任において処理するものとする。

## 第15条 個人情報の取り扱い

- 1 本業務では個人情報を取り扱うため、受注者は保管場所を定めて個人情報を適切に取り扱うとともに、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知りえたときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
- 5 受注者は、本契約による個人情報の管理に関する責任者を特定するなど、管理体制を定めなければならない。
- 6 受注者は本業務従事者に対し、在職中及び退職後においても、本業務を通じて知り得た業務内容・個人情報内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### **第16条 工程管理**

- 1 受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行なわなければならない。

#### **第17条 中間検査及び完了検査**

- 1 受注者は、本業務を完了した時は、すみやかに成果品を発注者に提出して検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、作業の完了する前においてもその実施状況について随時検査を行うことができ、業務上支障のない範囲において基礎調査資料を使用することができるものとする。

#### **第18条 成果品の瑕疵**

- 1 受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

#### **第19条 打合せ協議**

- 1 打合せ協議は、下記の時点で行うことを基本とする。
- 2 業務着手時の打合せには管理技術者が出席するものとする。
- 3 打合せ業務方式は対面、電話・メール、WEB会議形式とし、状況に応じて方式を選択するものとする。
- 4 受注者は、監督職員と打合せを行ったときは、その都度打合せ記録簿を監督職員に提出し、相互で確認するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時（作業中間報告時）
- (3) 中間時（報告書原案提出時）
- (4) 成果品納入時

#### 第20条 成果品の帰属

- 1 本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。
- 2 ただし、著作権法に則りソフトウェアにおけるGISエンジン等のミドルウェア及びパッケージソフトウェアに関する部分の権利、データにおける固有のフォーマット定義についての著作権は製造元及び受注者に帰属する。

#### 第21条 履行期限

- 1 本業務の履行期限は、令和9年3月25日までとする。ただし、履行期限前に県より提出を求められた成果品がある場合は、履行期限前でも発注者の指定する期日までに成果品を納入すること。

## 第2章 調査概要

#### 第22条 業務範囲

- 1 本業務は、都市計画法第6条に基づき栃木県が実施する都市計画基礎調査のうち鹿沼市が調査すべき項目について実施する。また、基礎調査項目によっては、都市計画区域、用途地域指定区域等に区分するものとする。

(1) 行政区域	490.64Km <sup>2</sup>
(2) 都市計画区域	158.87Km <sup>2</sup>
(3) 都市計画区域の人口	84,000 (R3調査時点)
(4) 市街化区域面積	19.92Km <sup>2</sup>

#### 第23条 都市計画基礎調査実施スケジュール

- 1 令和7年の国勢調査に係るデータ（人口等）の公表は令和8年10月頃になるので、現時点で利用可能な資料を用いて調査を行うものとする。
- 2 なお、国勢調査に係るデータの公表が遅れる際は、対応を発注者受注者協議の上、決めるものとする。

## 第24条 調査基準年月日

- 1 調査基準年月日は令和8年3月31日現在とする。
- 2 固定資産税課税台帳については会計年度ではなく、歴年（毎年1月1日）で集計されているため、同台帳を使用するデータについては令和8年1月1日とする。
- 3 詳細については発注者と受注者協議の上、調整を行うものとする。

## 第25条 GIS方式等による成果品の提出

### 1 GISによる都市計画基礎調査の実施

- (1) 今後の都市計画行政における調査結果の有効活用を図るため、可能な限りGISを用いて実施する。

### 2 作成するGISデータの形式等

- (1) 作成するGISデータの形式については、栃木県統合型GISに反映が出来るよう下記のとおりとする。

#### ①座標系

- a. 測地系は、世界測地系とする。
- b. 座標系は、原則として平面直角座標系9系とする。

#### (2) ファイル形式

- ①ファイル形式については、複数の主題属性を格納する必要があることから、CityGML及びShape形式とする。

#### (3) 縮尺

- ①各提出図面データの縮尺は、調査項目ごとに示される地形図の縮尺相当とする。

### 3 提出様式

- (1) 提出様式は、都市計画基礎調査要綱（栃木県県土整備部都市計画課：令和2年11月）に基づき記載する。なお、電子データによる提出は下記のとおりとする。

#### ①調書

- a. 表計算ソフト（MS-Excel又はJUST-Calc）で作成された調書を、CD-R等の磁気記録メディアにて提出する。
- b. 紙で出力したものを2部提出する。

#### ②図面

- a. 要領に基づき作成された図面を、CityGML及びShape形式などによりCD-R等の磁気記録メディアにて提出する。この際、項目ごとにレイヤを作成し、提出項目ごとにフォルダを構成し提出する。
- b. 紙で出力したものを2部提出する。

- 4 作成したGISデータは、レイヤ毎にデータファイル名、データ型、テーブル名、リンクID、属性項目等を記載したデータベース定義書を作成するものとする。

## 第26条 調査項目

- 1 本業務における調査項目は下表に示すとおりである。
- 2 備考欄の「GISデータ」で示している項目は、都市計画区域マスタープランや市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画を策定する際に、高度な分析・各種検討・評価を行うためにGISデータ化を行うものとする。

番号	調査項目	番号	図面名称/調書名称	縮尺/ 集計単位	備考
C3	宅地開発等の状況	図C31	宅地開発等位置図	1/10,000	GISデータ
		様式C31	宅地開発等の状況	個別	
C4	開発許可状況	図C41	開発許可状況位置図	1/10,000	GISデータ
		様式C41	開発許可総数	市町	
C5	農地転用状況図	図C51	農地転用状況図	1/10,000	GISデータ
		様式C51	農地転用状況	市町	
C7	その他の施設 (大規模施設)	図C71	その他の施設（大規模施設）位置 図	1/10,000	GISデータ
		様式C71	その他の施設（大規模施設）	個別	

## 第27条 道路管理システムGISデータセットアップ

- 1 本業務において作成したGISデータ及び栃木県より提供される土地・建物のGISデータについて発注者にて運用中の道路管理システムに搭載し都市計画課ユーザが利用できるようデータセットアップを行うものとする。

## 第3章 成果品

### 第28条 基礎調査調書、図面

- 1 本業務における基礎調査の調書・集計表及び図面作成の様式、図式（色）及び調書・図面の装丁方法は、「令和7年度都市計画基礎調査要綱」に従うものとし、特記されていない事項については、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

### 第29条 報告書の作成

- 1 基礎調査の調書・集計表及び図面に加えて、調査項目ごとの作業方法、調査基準（対象）年、利用した資料・出展等を取りまとめて報告書とする。

### 第30条 成果品

1 納入すべき成果品は次のとおりとする。

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 報告書（調書及び図面を含む）            | 2部 |
| (2) 概要報告書                     | 2部 |
| (3) CityGML及びshapeデータ定義書      | 2部 |
| (4) 基礎調査電子データ                 | 2部 |
| ①GISデータ（CityGML及びshape形式）     |    |
| ②図面データ（pdf形式）                 |    |
| ③集計表・調書（xlsx形式）               |    |
| ④報告書（docs形式、pdf形式）            |    |
| ⑤Shapeデータ定義書（docs形式またはxlsx形式） |    |
| (5) 道路管理システム搭載データ             | 1式 |
| (6) 打合せ記録簿                    | 1部 |
| (7) その他資料                     | 1式 |

# 総括情報表

事務所 設計書名 変更回数	05 鹿沼市 実施設計書      当初      07-05008003121-40 0		
適用単価区分 適用単価地区 単価適用日	1 実施単価 21 鹿沼土木事務所管内 0-080304(0)		
諸経費体系 ファイル名	3 委託業務 令和8年度鹿沼市都市基礎調査業務委託. ES5		
	当 世 代	前 世 代	
発注区分 旅費交通費率計上 消費税等の率	01 一般・コンサル 10 率計上有(宿泊等伴わない) 06 10%適用		

## \* 設計業務委託費 \* 内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
** 設計業務 **									X4000	
計画策定									Y1DC000	
計画準備					1	式			V0100	0
宅地開発等の状況	1					式			施工	第0-0001号内訳表
開発許可状況	1					式			V0200	0
農地転用状況	1					式			施工	第0-0002号内訳表
その他の施設（大規模施設）	1					式			V0300	0
CityGML形式作成	1					式			施工	第0-0003号内訳表
報告書作成	1					式			V0400	0
	1					式			施工	第0-0004号内訳表
	1					式			V0500	0
	1					式			施工	第0-0005号内訳表
	1					式			V0600	0
	1					式			施工	第0-0006号内訳表
	1					式			V0700	0
	1					式			施工	第0-0007号内訳表

## ＊設計業務委託費＊内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
道路管理システムGISデータセットアップ	1			式					V0800	0
打合せ協議	1			式					V0900	0
＊＊直接人件費＊＊										
＊＊旅費交通費（調査、計画）＊＊									Z0041	
旅費交通費	1			式					F0001	0
＊＊成果品作成費（その他の設計業務）＊＊									Z0019	
報告書	2			部					F0002	0
概要報告書	2			部					F0003	0
成果品作成	1			式					F0004	0

## ＊設計業務委託費＊内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
＊＊成果品作成費合計＊＊										
＊＊直接経費（積上計上）＊＊										
＊＊直接原価＊＊										
＊＊その他原 価＊＊										
＊＊業務原価＊＊										
＊＊一般管理 費等＊＊										
＊＊業務価格＊＊										
＊＊業務価格計＊＊										
消費税・地方 消費税額										

1 式

1 式

1 式

## \*設計業務委託費\*内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
**業務費**										

# 施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			RA622
技師（A）		人			RA627
技師（B）		人			RA632
技師（C）		人			RA637
小計	1	式			

# 施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師（A）		人			RA627
技師（B）		人			RA632
技術員		人			RA642
小計	1	式			

# 施工内訳表

1 式 当り

開発許可状況

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)		人			RA627
技師 (B)		人			RA632
技術員		人			RA642
小計	1	式			

# 施工内訳表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師 (A)		人			RA627
技師 (B)		人			RA632
技術員		人			RA642
小計	1	式			





# 施工内訳表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			RA622
技師 (B)		人			RA632
技師 (C)		人			RA637
小計	1	式			

# 施工内訳表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			RA622
技師（A）		人			RA627
技師（B）		人			RA632
小計	1	式			

# 施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			RA622
技師（A）		人			RA627
技師（B）		人			RA632
小計	1	式			

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単価 金額	条 件 名	価 称
X4000	**設計業務**				
Y1DC000	計画策定	1式			
V0100	計画準備	1式			
V0200	宅地開発等の状況	1式			
V0300	開発許可状況	1式			
V0400	農地転用状況	1式			
V0500	その他の施設（大規模施設）	1式			
V0600	CityGML形式作成	1式			
V0700	報告書作成	1式			
V0800	道路管理システムGISデータセットアップ	1式			
V0900	打合せ協議	1式			
G0000	**直接人件費**				
Z0041	**旅費交通費（調査、計画）**	1式			
F0001	旅費交通費	1式			
Z0019	**成果品作成費（その他の設計業務）**	1式			
F0002	報告書	2部			
F0003	概要報告書	2部			
F0004	成果品作成	1式			

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量/ 単位	単価 金額	条 件 名 称
G1200	**成果品作成費合計**			
G1000	**直接経費（積上計上）**			
G2300	**直接原価**			
Z0051	**その他原価**	1 式		
G4000	**業務原価**			
Z0030	**一般管理費等**	1 式		
G4800	**業務価格**			
G4500	**業務価格計**			
Z0039	消費税・地方消費税額	1 式		
G4900	**業務費**			